

浜松市公告第776号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成26年8月28日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズモール浜松雄踏  
浜松市西区雄踏 1-32-1 外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業をおこなう者の住所

(変更前)

名称	株式会社カインズ
代表者	代表取締役 土屋裕雅
住所	群馬県高崎市高崎町 380 番地

(変更後)

名称	株式会社カインズ
代表者	代表取締役 土屋裕雅
住所	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目 2 番 1 号

3 変更の年月日

平成24年10月1日

#### 4 変更する理由

設置者及び小売業者である株式会社カインズの本社移転による住所変更のため